



一モア・ミナマタ 東京弁護団ニュース

第4号 2015年3月9日発行

連絡先 ◆第二次ノーモアミナマタ国賠訴訟東京弁護団(担当) 弁護士 遠藤健一
〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-7-2 スターシビル 17階 1706 南北法律事務所
TEL. 03-3511-5748 / FAX. 03-3511-5784

◆ノーモア・ミナマタ 東京支援連絡会(担当) 土田
〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10F
Tel.03-3352-3663 / FAX 03-3352-9476

第1回期日は大成功！ 裁判所前に190人を越える傍聴支援



2時からの裁判所前集会には、事前の支援連の協力を得て弁護団が行った諸団体への要請行動、電話による出席依頼のいかいもあって、熊本や近畿、新潟訴訟の原告を含め事前の予想を大きく上回る200名ほどの支援者が集まりました。尾崎弁護団長、吉竹一陣原告団世話人の挨拶があり、入廷行動を行いました。

傍聴券の抽選には、定員を大きく上回る180人以上が並びました(写真左上は裁判所前集会に集まった支援の方の様子と入廷行動写真下)。

なお当日傍聴券の抽選に外れた方が多数でたため、弁護団として、支援のサポーターの方向けのニュースにお詫びを出しました。



吉竹原告団世話人が原告意見陳述で被害実態を告発 遠藤弁護士が国とキッソの責任を鋭く指摘

◆法廷を圧倒した意見陳述

法廷では、まず吉竹一陣原告世話人が被害実体について意見陳述を行いました。吉竹さんは、山間部で生まれ育ち、水俣病とは関係ないと思っていたけれども、よく考えると山野線に乗ってやってくる「水俣さん」と呼ばれる行商の方から魚を買って食べていたこと、幼いころから「感覚が鈍い」、「走り方がおかしい」などといわれていたこと、働いていたときに足に大きな内出血があってもそれを見るまでは痛みがなくて気づかなかったこと、出張でたまたま水俣に行ったときに資料館を見学して自分の生い立ちを振り返り、実は実家の周りにも今から思えば水俣病と疑われる被害者がいたこと、震え、けいれんなどの異常死が実は多かったことがわかったこと、被害者全員を救済してほしいことなどを訴えました。

続いて弁護団の遠藤弁護士が、水俣病の歴史をひもとき、原田正純医師の言葉を引きながら、それがいかに理不尽な被害の歴史であったのかを明らかにしました。

◆立ち見も出た熱気あふれる報告集会

場所を弁護士会館に移した報告集会では、法廷での熱気さながら、傍聴支援の方が入りきれず、設置された机や椅子を撤去しても立ち見が出るほどの盛況ぶりでした。

報告集会では、支援連の大島さんの司会で、まず弁護団の津田弁護士から、原告意見陳述、代理人意見陳述の様子を報告しました。

続いて熊本訴訟の森原告団副団長が「自分も出身は山間部だったが山野線を使って持ち込まれる不知火湾の魚介類を多食していた、水俣から出て行った人達にも症状がある人は多いと思う」と挨拶。続いて近畿訴訟原告の石山さんが「これまでは地域外で水俣病は自分に関係ないと思っていたが、兄弟と姪と5人で検診を受けたら水俣病と診断された。特措法に申し込んだが自分だけが認定されなかった。手帳はもらったが、自分だけ知らんぷりできないと考え手帳を返上して訴訟に加わった。一人でも被害者が救済されるように頑張る」と挨拶しました。

東京一陣原告8名が紹介され、意見陳述した吉竹さんが「意見陳述は自分の生活を思い出して表現した。もっと困っている人も救済されるように頑張る」と挨拶しました。

このあと駆けつけた支援者から一言挨拶がありました（別項）。

その後東京弁護団の紹介があり、進行協議から戻ったばかりの尾崎弁護団長から進行協議の内容が説明されました。

近畿弁護団の徳井弁護士、熊本弁護団の飯田弁護士からそれぞれ連帯の挨拶がありました。

最後に全国連の大石会長から「水俣病は終わっていない。勝ち抜くためには皆さんの力が必要。昨日環境省で環境大臣あての手紙を提出したが、受け取ったのは係長だった。今日も被告席の代理人に文句を言った。ノーモア・ミナマタ訴訟を勝ち抜くためにぜひ力を貸してほしい」との挨拶があり報告集会が終わりました。その後30人ほどで交流会を持ちました。



◆報告集会で聞かれた声を紹介します

○ 生熊サポーター代表（JMIU議長）

「水俣病は終わったと思っている人が多いが、この人たちに真実を知ってもらうことが大切だ。被害救済のための恒久制度の創設がきわめて重要。これまで企業が活動しやすい国造りの中で公害が発生した。雇用確保と環境保護は同根の問題だ」

○ 青空連絡会の青木さん

「今朝の新聞に水俣全国連の記事がでていた。たたかいの基盤ができたと感じた。傍聴席が満席になってよかった。九州だけでなく首都東京で提訴したことはたたかいにとってきわめて重要だ。被害者の自覚がまだない人も含めてたたかいを大きく広げて勝ち抜こう」

○ 東京公害患者と家族の会の石川さん

「東京大気汚染訴訟は1996年に提訴して11年間たたかった。ノーモア・ミマナタ訴訟はその途中に提訴して特措法を勝ち取り、その後申請打ち切りがあった。自分たちも東京都の喘息医療費助成制度が2015年3月から新規認定を打ち切られる。共通している。」

○ 東京民医連の斉藤さん

「裁判官に水俣病の実態を理解させたい。3陣提訴に向けて4月にも集団検診を予定している。被害者の中には『子どものころから手足がしびれ、バレーボールのサーブがうまく打てなかった』『痛くないから安全ピンを腕に刺して遊んでいた』などと訴える人がいる。」

○ 福島原発事故被害者の佐藤さん

「他人事だとは思えない。現地調査にも参加した。被害は終わっていないと感じた。水俣も福島の原発事故も『被害がおわった』と意識的政策的に流されている。福島ではにおいも味もない放射能に精神的に追い詰められている。福島原発事故の責任を問う福島県内3つの裁判とともに水俣病の裁判も勝ち抜きたい」

○ 東京地評の中野さん

「裁判官からはぱぱっと終わらせようという雰囲気を感じられた。被害実態を知らせることが大事だ。」

○ 品川区職の小竹さん

「これまで水俣のことはあまり知らなかったが、まだ被害が終わっていないと感じた。組合員に被害実態を知らせることから支援を始めたい」

○ 足立区労連の宮下さん

「人間の基本的な生活の条件にかかわる重要なたたかいだ。自分たちも戸籍係に民間企業が入っていることについて裁判を提訴したところだ。大法廷を使用する予定だ。ともに勝利するまで頑張る」

○ 公共一般の丹木副委員長

「私も水俣出身で10代で東京に出てきた。父は水俣病が隠されていた時期に精神病院に入れられた。家族も水俣病と認定された。そういう縁でかつては労働組合として初めて東京で水俣支援集会を開催した。組合としても支援を頑張る。」

進行協議報告

傍聴の熱気が裁判所を動かす 次回以降も大法廷使用へ

進行協議（裁判所と原告、被告との打ち合わせ）では、裁判所が第二陣の提訴に触れ、一陣とともに審理する予定であることが明らかにされました。

また従来、大法廷の利用に消極的だった裁判所が、「次回も大法廷を使う」と被告側の意見を聞くことなく大法廷使用の意向を表明しました。これは第一回期日に約200人も傍聴支援が駆けつけてくださった効果だと弁護団では感じています。

傍聴支援の力を引き出すのは、何といたっても当事者である「原告」の「姿」と「言葉」です。

原告の力を期日に結集して、傍聴支援の熱い思いに応えましょう。

進行協議では次回と次々回の裁判の日程が以下のように決まりました。



第二回 5月22日 午前11時～ 103号大法廷（予定）

第三回 7月10日 午後2時～ （法廷未定）

※原告本人は傍聴券の抽選に並ばずに法廷に入ることができます。また必ず報告集会にご参加ください。また都合がつけば、支援との交流会にもご参加ください。

公害被害者総行動（6/3～4）の 「参加要請行動」に協力を

現在弁護団では、傍聴支援等にご協力をいただいている全国公害被害者総行動実行委員会の行う、本年6月3日の集会参加を各種団体に訴える要請行動に参加し、あわせてノーモア・ミナマタ東京訴訟への傍聴支援も訴えています。

公害被害者総行動実行委員会は、これまでも水俣病をはじめ各種の公害、スモン、薬害ヤコブ病など薬害事件の被害者・弁護団と連携し、傍聴支援をはじめとするさまざまなバックアップをしてきました。もちろんノーモア・ミナマタ東京訴訟においても支援連の結成、傍聴支援のための弁護団の要請行動への同行ほかさまざまな形で協力をいただいています。

原告の皆さんにも、要請行動に都合がつく限り参加していただき、多くの方に被害救済、裁判勝利のための要請を行っていただきますようお願い申し上げます。どの日程も弁護団が同行します。

◆ 集合場所 スモン公害センター（東京都新宿区新宿2-1-3 サニーシティ新宿御苑10F）

Tel.03-3352-3663

◆ 日程・時間 3月17日（火） 午前9時30分／午後1時
18日（水） 午前9時30分／午後1時
5月12日（火） 午前9時30分／午後1時
13日（水） 午前9時30分／午後1時

なお公害被害者総行動のミナマタ関係では、6月3日に環境省要請、日比谷公会堂での集会、4日にチッソ抗議行動、チッソ要請行動等が予定されています（詳細は追って）。